

大規模な太陽光発電設備・風力発電設備を設置する場合は、 景観への配慮をお願いします。

富士宮市で大規模な太陽光発電設備・風力発電設備を設置する場合には、富士山や朝霧高原などの周囲の景観と調和するよう計画し、届出をしていただく必要があります。設置を検討されている方は、事前に都市計画課までご相談ください。

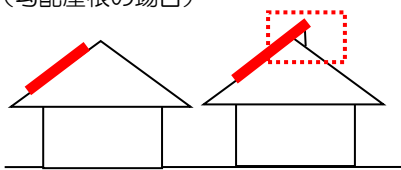
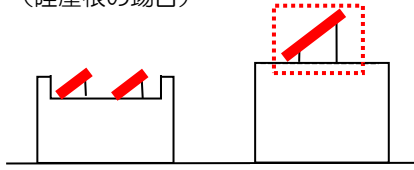

※ 駅前・中央地区、神田地区・浅間大社周辺地区など富士宮市景観計画の重点地区内で設置する場合は、規模にかかわらず届出の対象になるのでご注意ください。

※ 重点地区以外で小規模なもの（届出対象以外のもの）の設置をする方についても、下記の基準を参考に、周囲の景観と調和するようご配慮ください。

＜太陽光発電設備の基準の概要＞

(1) 建築物(下記、①～③に該当)の屋根、屋上などに使用又は設置する場合

- ① 都市計画区域内で延べ面積 1,000 m²を超えるもの
- ② 住居系の用途地域若しくは市街化調整区域で高さ 10mを超えるもの
- ③ 商業・工業系の用途地域で高さが 15mを超えるもの

色 彩	太陽光パネル（太陽電池モジュール）の色彩は、屋根などと一体に見える明度・彩度が低いものか、黒色、濃紺色などで光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用しましょう。
設置位置 など	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根に設置する場合は最上部が建築物の最上部を超えないように設置して屋根と一体化させましょう。 ・陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させましょう。 <p><例示></p> <p>(勾配屋根の場合)</p>  <p>適合○ 不適合×</p> <p>(陸屋根の場合)</p>  <p>適合○ 不適合×</p> <p>※  は太陽光パネルを示す。</p>
附属設備 など	建築物と一体化させるか、道路などから見えない位置に設置しましょう。それが困難な場合には、壁面と同系色にするなど目立たないようにしましょう。



(注意事項)

新築・増改築に伴って設置する場合、新築・増改築を伴わず既にある建築物に設置する場合（外観の変更）とも届出が必要です！

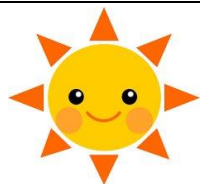
(2) 地上に設置する太陽光パネルの合計面積が1,000㎡を超える場合

色 彩	(建築物の屋根などに使用又は設置する場合と同様の基準です。)
設置位置 など	<ul style="list-style-type: none"> ・尾根線上、丘陵地又は高台での設置は避けましょう。 ・歩行者や周辺の景観へ影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退させ、必要に応じて植栽などにより目立たないようにしましょう。 ・主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにしましょう。 ・設置に際して地形変更などによる影響が、周囲へ生じないようにしましょう。 <p><例示></p>
附属設備 など	<p>パワーコンディショナーや分電盤などの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外周部に設置するフェンス等の色は、市街化区域ではグレーベージュ、市街化調整区域ではダークブラウンとする。 ・パネル面積が1,000㎡を超える場合は景観法の届け出をする。

<風力発電設備の基準の概要>

(1) 風力発電設備の高さが10mを超える場合

色 彩	風力発電設備（支柱及びプロペラなど）の色彩は、周囲の景観と調和するよう地域特性に応じて、ダークブラウン又はグレーベージュを使用しましょう。
設置位置 など	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、富士山又は天子山系の稜線を遮らないようにしましょう。 ・設置に際して地形変更などによる影響が、周囲へ生じないようにしましょう。 ・(その他、地上に設置する太陽光発電設備と同様の基準があります。)



【お問合せ先】 富士宮市役所都市計画課 景観係 電話 0544-22-1408

詳細→HP : <http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/llti2b0000001ak0.html>